

令和2年度 福岡市和白地域交流センターの管理運営に対する評価について

1. 施設概要

- (1)施設名 福岡市和白地域交流センター
(2)所在地 福岡市東区和白丘1丁目22-27
(3)施設内容 延床面積3,400㎡、多目的ホール(280席)、体育館(1,058㎡)、トレーニングルーム第1、2会議室、第1、2和室、チャイルドルーム
(4)施設の役割 地域住民の交流を促進する場を提供することにより、地域コミュニティの活性化に資するとともに、文化及びスポーツの振興並びに地域福祉の向上に寄与するため、地域交流センターを設置する。(福岡市地域交流センター条例より抜粋)

2. 指定管理者

- (1)指定管理者 「つながるコミセンわじろ」マネジメントグループ
(2)指定期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日

3. 評価方法

指定管理者より提出された令和2年度事業報告書、自己評価書及び収支決算書等を確認し、福岡市地域交流センター(和白)指定管理者評価委員会(以下、「評価委員会」という。)の意見を踏まえ、評価を行った。

- (1)評価委員会 委員5名 (外部委員5名)
(2)評価の主なポイント
①管理体制 ○本部と現地の管理体制
○人員配置
○法令等遵守
○経理事務 等
②運営管理 ○利用者に対するサービスの質の確保及び向上
○効果的な集客対策
○指定管理者企画事業の取組み
○地域や関係団体との関わり方 等
③維持管理 ○建物や設備の法定点検・保全等
○清掃
○緊急修繕 等

4. 総合評価

(1)総合評価	○A ●B ○C ○D ○E
(2)所見	積極的な広報や地域へのアプローチ、コロナ禍に対応した形で実施した様々な指定管理者企画事業や地域との関係性、維持管理への高い意識が評価できる。

- A 十分な成果が認められる。業務に対し、積極的な工夫・改善の取組みが行われている。
B 成果が認められる。業務に対し、工夫・改善に取り組む姿勢が見られる。
C 標準的な業務の水準であり、概ね成果が認められる。(標準)
D 業務に対し、改善すべき事項が見られる。
E 業務の基準を満たしておらず、すみやかな改善が必要である。